

社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員被服貸与規程

平成9年9月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員（以下「職員」という。）に対する被服の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与品及び貸与の方法)

第2条 被服の被貸与者の区分、貸与品及び貸与期間は、別表による。

2 貸与期間の計算は、貸与した月から起算して計算する。但し、職務に従事しない月数は算定しないものとする。

3 貸与期間は、その満了した月をもって期間とし、但しその際使用の事実、損耗の程度によりその期間を延長することができる。

4 返納貸与品を再貸与した場合の貸与期間は、その残余期間とする。

(貸与品の返納)

第3条 貸与期間が満了したとき、又は被貸与者が退職、配置換え、若しくは出向を命ぜられる等、その被服を着用する職務から離れたときは、発令の日から一週間以内に貸与品を返納しなければならない。但し、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(1) 被貸与者の不可抗力により貸与品を返納できなくなったとき。

(2) 被貸与者が公務による傷い、疾病のため退職したとき。

(3) 被貸与者が死亡したとき。

(4) 前各号のほか会長が特に返納を要しないと認めたとき。

(被貸与者の義務)

第4条 被貸与者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 貸与品は、勤務時間中これを着用し、職務上以外着用してはならない。

(2) 貸与品を他の貸与、又は交換若しくはその他の処分をしてはならない。

(3) 貸与品は、常に清潔に留意し、補修等を怠らないようにしなければならない。

(貸与品の亡失又はき損、再貸与)

第5条 被貸与者は、職務上避けがたい理由により貸与品を亡失し、若しくは、はなはだしく破損して使用に耐えない場合は、その理由を付し所属長を経て会長に届け出しなければならない。

2 前項の規定により届け出のあった場合に、会長がその理由を相当と認めたときは、代品を再貸与することもできる。

(補修等の費用負担)

第6条 貸与品の補修及び洗濯等の費用は、被貸与者の負担とする。

(弁償)

第7条 被貸与者が故意又は過失により、その保管に係る貸与品を亡失し、又はき損したときは、これに生じた損害を賠償しなければならない。また、第3条第1項の規定に違反し返納しないときも、弁償しなければならない。

(管理責任者及び貸与簿の備付)

第8条 貸与品の管理責任者は関係職員の所属長とする。

2 所属長は、被服貸与簿（別記様式）を備え、貸与及び返納の状況を明らかにしておかなければならない。

3 事務局長は、隨時被服貸与簿及び貸与品の検査を行うことができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、その他必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成9年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現に貸与されている被服又は備品等については、この規程により貸与をうけ、この規程の施行日より適用する。

附 則

この規程は、平成21年9月24日より施行する。

別表

所属係 施設名	被貸与者	貸 与 品 名	数量	期間	備 考
				年	
介 護 事 業 所	介 護 職 員	作業服	上	1	3
			下	2	3
	〃	作業用ジャンバー上下	1	3	
	〃	夏用半袖シャツ上	1	3	
	〃	エプロン	1	1	(せせらぎの家共)
	〃	介護用エプロン	1	5	
	〃	訪問用カバン	1	5	
	〃	ゴム長靴	1	2	
せせらぎの家	全 職 員	スポーツウェア上下	1	3	
	調 理 員	調理衣	1	1	
中央児童センター	児童厚生員	スポーツウェア上下	1	2	
	〃	夏用半袖シャツ上	1	2	
	〃	夏用ハーフパンツ下	1	2	
はなぞの保育園 児童センター	全 職 員	スポーツウェア上下	1	2	
	〃	夏用半袖シャツ上	1	2	
	〃	夏用ハーフパンツ下	1	2	
	調 理 員	調理衣	1	1	
ふれあいサロン	担当職員	スポーツウェア上下	1	3	

様式

被服等貸与簿

整理 NO		所属係 施設名		職名		氏名	
所属 長印	係印	貸与品名	貸与 年月日	貸与期間 及び 延長年月日	受領 印	返納 年月日	所属 長受 領印

- 1 貸与簿は個人ごとに作成すること。
- 2 貸与期間満了日は前もって記載すること。
- 3 摘要欄には、返納理由等を記載すること。